

この用紙はお子様のマイナンバーカードの申請書です。出生届と併せて申請する場合のみ使用するものです。
令和6年12月2日から、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、保険証の新規発行が廃止されますが、出生届と併せてこの申請書を窓口に提出していただくことにより、顔写真が省略されたマイナンバーカードが速やかに発行され、住所地または④に記載された宛先へ転送不要の簡易書留により郵送されます。
マイナンバーカードの発行をお急ぎの方は、裏面「記載の見本」を参考に事前に記載いただき、かならず出生届と併せて届け出先市区町村窓口へ提出ください。

お問合せ先：お住まいのご住所戸籍住民課
(電話番号・メールアドレスは各市区町村ホームページからご確認ください。)

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

赤ちゃんの氏名 ()

- 申請にあたり、以下について記入してください。
- ☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
 - ☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない	
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】	
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】			
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由			
⑥連絡先電話番号【必須】			

- (注)
- ①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書・・・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
 - ②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
 - ③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
 - ④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

- ・ **お子様の氏名と①（※）、②、③、⑥は必ずご記載ください。**
（※）利用者証明用電子証明書の発行を希望されない方は①の暗証番号を記入せず、①欄右側の□にチェックをしてください。チェックをすると、マイナンバーカードを保険証として利用できないカードになります。
- ・ **①、②、③、は数字4桁の暗証番号になります。3つとも同じ暗証番号を設定いただくことも可能です。**
- ・ **これらの書類は出生届を提出後、返却されません。暗証番号はお忘れないようにお控えください。**

お問合せ先：お住まいのご住所戸籍住民課
（電話番号・メールアドレスは各市区町村ホームページからご確認ください。）

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
（出生届の届出地市区町村長 宛）

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

赤ちゃんの氏名（ **奄美** **コクト** ）

- 申請にあたり、以下について記入してください。
- ☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
 - ☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号	1	2	3	4	☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない				
②住民基本台帳用暗証番号【必須】	1	2	3	4	③券面事項入力補助用暗証番号【必須】	1	2	3	4
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】	(住所地以外で受取りを希望する場合のみご記入) 例：〒××××-×××× 鹿児島県〇〇市～								
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由	④を記入された方はその理由を記入ください 例：里帰り出産で住居地を不在のため								
⑥連絡先電話番号【必須】	〇〇〇-××××								

- (注)
- ①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書・・・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
 - ②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
 - ③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
 - ④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。